

○岸和田市人権施策推進本部設置規程

令和4年7月 13 日庁達第7号

岸和田市人権施策推進本部設置規程

(設置)

第1条 岸和田市人権尊重のまちづくり条例(平成17年条例第76号)第4条の規定に基づく人権に関する施策(以下「人権施策」という。)を総合的に推進するため、岸和田市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岸和田市人権施策推進プラン(以下「プラン」という。)の立案に関する事項
- (2) プランに基づく人権施策の推進及び進行管理に関する事項
- (3) その他人権施策の推進に関し市長が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、岸和田市事務分掌規則(昭和49年規則第11号)第2条第1項の表の部欄に掲げる組織の長、市民病院事務局長、会計管理者、上下水道局長、議会事務局長、岸和田市教育委員会事務分掌規則(昭和45年教育委員会規則第5号)第2条第1項の表の部欄に掲げる組織の長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び消防長をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(推進本部の会議)

第5条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。)は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に関係機関の職員、人権問題に関し識見を有する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に岸和田市人権施策推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 庁内における人権施策の推進を図るための実施計画(以下「実施計画」という。)の策定に関する事項

(2) 庁内における人権施策の推進についての各部署との連絡調整に関する事項

(3) その他本部会議から指示を受けた事項

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

4 幹事長は、市民環境部長をもって充てる。

5 幹事は、次の各号に掲げる組織の長(公営競技事業所、選挙管理委員会事務局及び監査事務局にあっては当該組織の次長、消防本部にあっては消防本部総務課長)をもって充てる。

(1) 岸和田市事務分掌規則第2条第1項の表の課欄に掲げる組織

(2) 公営競技事業所

(3) 市民病院事務局経営管理課及び医療マネジメント課

(4) 会計課

(5) 岸和田市上下水道局事務分掌規程(昭和52年水道事業管理規程第1号)第2条の組織

(6) 議会事務局総務課

(7) 岸和田市教育委員会事務分掌規則第2条第1項の表の課及び館欄に掲げる組織

(8) 選挙管理委員会事務局

(9) 監査事務局

(10) 消防本部

6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

7 幹事会の会議は、協議事項に関係ある幹事のみで開催することができる。

(実務者会)

第7条 推進本部に岸和田市人権施策推進本部実務者会(以下「実務者会」という。)を置く。

2 実務者会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 実施計画の立案に関する事項

(2) 実施計画の推進に関する事項

(3) その他幹事会から指示を受けた事項

3 実務者会は、会長及び実務担当者をもって組織する。

4 会長は、人権・男女共同参画課長をもって充てる。

5 実務担当者は、前条第5項各号に掲げる組織に属する職員のうちから当該組織の長（公営競技事業所、選挙管理委員会事務局及び監査事務局にあっては当該組織の次長、消防本部にあっては消防本部総務課長）が推薦する者をもって充てる。

6 実務者会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

7 実務者会の会議は、検討事項に関連ある職員のみで開催することができる。

（実務担当リーダー）

第8条 会長は、実施計画の推進に関し実務担当者間の調整を図るため必要があると認めるときは、実務者会に実務担当リーダーを置くことができる。

2 実務担当リーダーは、実務担当者の中から会長が選出した者をもって充てる。

（事務局）

第9条 推進本部の事務局は、市民環境部人権・男女共同参画課に置く。

（その他）

第10条 この庁達に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この庁達は、公表の日から施行する。